

株式会社パストラーレへの著作権侵害差止等請求訴訟の提起について

2025 年 10 月 2 日
株式会社ジーウェイブ

株式会社ジーウェイブ（本社：千葉県千葉市美浜区／代表取締役 吉田善幸／以下、「当社」）は、2025 年 10 月 2 日、当社元従業員 S 及び株式会社パストラーレ（以下、「パストラーレ」）に対し、下記のとおり著作権侵害差止等請求訴訟を東京地方裁判所に提起いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起を行った裁判所及び年月日

- （1）裁判所：東京地方裁判所
- （2）提起日：2025 年 10 月 2 日

2. 訴訟を提起した相手方（被告）

- （1）当社元従業員 S
- （2）パストラーレ

3. 事件名及び請求の趣旨

- （1）事件名：著作権侵害差止等請求事件
- （2）請求の趣旨の概要：
 - ア 著作権法又は不正競争防止法に基づき、パストラーレの公共施設予約システム「いつでも貸館」の生産及び提供の差止めを求める。
 - イ 著作権法又は不正競争防止法に基づき、パストラーレの公共施設予約システム「いつでも貸館」に係るプログラムの抹消を求める。
 - ウ 不正競争防止法及び民法に基づき損害賠償を求める。

4. 請求の原因（請求の根拠とした当社の主張）の概要

当社は行政向けクラウドサービス事業を営んでいるところ、2018 年 4 月 30 日に当社を退職した元部長である S は、同年 5 月にパストラーレに入社しました。そして、その約 1 年後の 2019 年 4 月に、パストラーレは、公共施設予約システム「いつでも貸館」をリリースしました。

当社は、本年 5 月に行われた証拠保全の手続においてパストラーレが提出したソースコード等に基づいて、パストラーレ及び S が当社の許諾なく当社の施設予約システムに係る

プログラムを複製又は翻案した事実並びに当社の営業秘密を不正に取得及び使用した事実が存在したと判断しました。このため、パストラーレの行為の差止め及び損害賠償を求めて本件訴訟を提起したものです。

以上

株式会社 ジーウェイブ

代表者 代表取締役 吉田 善幸

問い合わせ先 総務部 町田、三浦

電話番号 043-297-0633